

令和2年4月 木島平村農業委員会議事録

- 1 招集日 令和2年4月21日
- 2 招集者 木島平村農業委員会 会長 関 達夫
- 3 開催日時 令和2年4月27日（月）
・開始時刻 午後3時00分
- 4 開催場所 木島平村役場 議場
- 5 議長 関 達夫
- 6 出席委員 10名
1番 堀 政則 2番 土屋 晴茂
3番 水上 きくみ 4番 竹内 芳次郎
5番 小山 孝治 6番 小松 裕一
7番 浦山 秀紀 8番 山地 学
9番 小池 雅章 10番 関 達夫（農業委員会会長）
- 7 欠席委員
- 8 事務局 事務局長：湯本寿男 事務局：小松宏和、阿部昌幸
- 9 会議に付した議案
 - (1) 報告事項
 - ・農地法第3条第1項の規定による届出について（相続等による届出）… 8件
 - ・使用貸借返還通知について… 1件
 - ・農地法第18条第6項の規定による届出について… 3件
 - (2) 議案
 - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について… 1件
 - ・議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について… 1件
 - ・議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について… 81件

- 議 長 それではこれより令和2年4月農業委員会総会を開催します。
 日程第1。だいまの出席委員は10名であります。定足数に達して
 いますので会議は成立いたします。よってこれより、令和2年4月木島平
 村農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 日程第2。議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2
 項の規定により、本日の議事録署名委員は、4番 竹内委員、
 5番 小山委員を指名します。
- 議 長 日程第3 農地法第3条第1項の規定による届出について、日程第4
 使用貸借返還通知について、日程第5 農地法第18条第6項の規定に
 よる通知については報告事項ですので、各自確認をお願いいたします。
 報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 山地委員 時効取得とは、どのようなものか。
- 事務局（阿部） 民法第162条では「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、
【以下事務局】 公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」というもの
 があります。経緯を確認をしたところ、当事者同士が同意の上でお互い
 の土地を使用しており、小林登さんが相続により他の土地を登記した際
 に、今回の土地が未登記の状態であったため、司法書士を通じてお互い
 に時効取得により所有権を得て登記をしたということです。同じ内容
 で、法務局からも登記通知書が届いております。
- 議 長 よろしいでしょうか。その他は無いようですので、日程第6。議案第
 1号農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局
 の説明を求めます。
- 【以下事務局】 【資料を朗読説明】
- 議 長 ただ今の説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

 (質問なし)
- 議 長 無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございま
 せんか。
 (異議なしの声)
- 議 長 異議が無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可

申請について、原案どおり決するに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員の挙手がありましたので、議案第1号農地法第3条に規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。

議 長 続いて日程第7。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【資料を朗読説明】

議 長 既設住宅は、穂高3191-1で、住所は穂高3191-3でよいか。

事務局 申請ではそのようになっていますが、確認しておきます。

議 長 申請地の住宅予定地以外はどのような扱いになるか。

事務局 もとの農地は穂高3181-1で、住宅建築に必要な部分を分筆して宅地に転用する計画です。その他の部分は、農地として残す予定となっています。本審議で問題がなければ、村農業委員会意見として県へあげ、県知事の許可がでるという流れになります。県知事の許可は翌月末ごろになろうかと思われま。

議 長 それでは、ほかに無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、許可相当と決するに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員の挙手がありましたので、議案第2号農地法第5条に規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。

続いて日程第8。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【資料を朗読説明】

- 議 長 ただ今の説明について、番号1から番号74までの案件について審議
します。何かご質問がありましたらお願いします。
- 小池委員 所有者で「他2名」などと付く場合は、どういう場合か。
- 事務局 土地の所有権が共有名義になっている場合、そのような表記になる。
- 小山委員 番号16の案件で、登記地目が「畑」で現況が「田」でも問題はない
か。どこかの時点で「畑」を「田」にしていると理解するが、固定資産
の扱いなどはどうなるか。
- 事務局 ただ今の案件ですが、登記上の地目は「畑」のままになっていますが、
現況としては「水田」として使用しているという状況です。固定資産の
考え方も現況課税をしていますので、「水田」として扱われることにな
ります。
- 小山委員 案件の中で、所有者はなくなっている人が目につくが、相続や名義変
更はしないのか。農業委員会としての指導はどうか。
- 事務局 基本的には個人所有の財産であるため、名義の変更についてはあくま
でも個人の責任において行われることとなります。申請にあたっては、
相続人が4人いれば2人以上の同意などをとり、代表者が申請をする
という形となります。相続登記の指導については、死亡届が出された段階
で、現有農地の一覧と手続きの書類を渡して、お願いはしているところ
です。
- 議 長 その他に無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議
ございませんか。
 (異議なしの声)
- 議 長 異議が無いようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づ
く農地利用集積計画の承認について、番号1から番号74までの案件に
ついて、異議の無い方の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第3号農業経営基盤強化促進法に
基づく農地利用集積計画の承認について、番号1から番号74までの案
件について決定いたしました。

- 議 長 続いて、番号 75 から番号 77 について審議します。小池委員の退席を求めます。
(小池委員退席)
- 議 長 それでは番号 75 から番号 77 についてご質問のある方はお願いします。
(質問なし)
- 議 長 無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議が無いようですので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、番号 75 から番号 77 までの案件について、異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、番号 75 から番号 77 までの案件について決定いたしました。小池委員の着席を認めます。
(小池委員着席)
- 議 長 続いて、番号 78 から番号 80 について審議します。小松委員の退席を求めます。
(小松委員退席)
- 議 長 それでは番号 78 から番号 80 についてご質問のある方はお願いします。
(質問なし)
- 議 長 無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議が無いようですので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、番号 78 から番号 80 までの案件について、異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に

基づく農地利用集積計画の承認について、番号 78 から番号 80 までの案件について決定いたしました。小松委員の着席を認めます。

(小松委員着席)

議 長

続いて、番号 81 について審議します。本案件の議長については、小池職務代理者をお願いいたします。私につきましては、退席させていただきます。

(関会長退席)

小池職務代理者

それでは番号 81 についてご質問のある方はお願いします。

(質問なし)

小池職務代理者

無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

小池職務代理者

異議が無いようですので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、番号 81 の案件について、異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

小池職務代理者

全員の挙手がありましたので、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、番号 81 の案件について決定いたしました。議長を関会長に交代いたします。

(関会長着席)

議 長

議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については全件原案どおり決定いたしました。

議 長

本日より予定された議案審議等はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の総会を閉会します。

上記のとおり会議のてん末を記載し、会議規則 13 条の 2 の規定により署名する。

令和 2 年 4 月 27 日

議長 木島平村農業委員会 会長 関 達夫

議事録署名委員 4 番委員 竹内 芳次郎

5 番委員 小山 孝治